

平成29年度介護等体験への参加資格について

平成29年度介護等体験への参加資格は以下のとおりです。

なお、介護等体験を行う時点で、本学の正規生でない場合は、学群の科目履修生としての身分が必要です。

◆4月12日(水)の附属学校抽選会への参加資格は、以下の①～⑤のすべてを満たしている者としてします。

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(科目等履修生は、「障害児指導法(障害児教育)」単位修得者)
- ② 平成29年2月の定期健康診断を受診した者(又は医療機関で実施した健康診断書を持参できる者(要胸部X線))
※平成29年2月の定期健康診断を受診した者は、この抽選会に限り、健康診断書の持参は不要です。(自動発行機で発行ができないため。)
- ③ 麻疹(はしか)に関する確認資料を、附属学校抽選会に持参できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者(加入手続きは所属支援室受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。)
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者(受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。)

◆4月12日(水)以外の附属学校抽選会への参加資格は、以下の①～⑤のすべてを満たしている者としてします。

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(科目等履修生は、「障害児指導法(障害児教育)」単位修得者)
- ② 平成29年2月又は4月の定期健康診断を受診した者(当日は健康診断書を持参すること。)
又は医療機関で実施した健康診断書を持参できる者(要胸部X線)
- ③ 麻疹(はしか)に関する確認資料を、附属学校抽選会に持参できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者(加入手続きは所属支援室、受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。)
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者(受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。)

◆茨城県内の社会福祉施設への申込み(年4回)ができる者は、下の①～⑤のすべてを満たしている者としてします。

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(科目等履修生は、「障害児指導法(障害児教育)」単位修得者)
- ② 平成29年2月又は4月の定期健康診断を受診した者(施設の指示により健康診断書を提出することになるので、科目等履修生など定期健康診断を受診していない者は、その際に医療機関において健康診断を実施すること。)
- ③ 麻疹(はしか)に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者(加入手続きは所属支援室)
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者(申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。)

不明な点がある場合には、社会連携課教職教育担当(029-853-2209, 2210)まで問い合わせてください。

平成29年3月 社会連携課教職教育担当